



埼玉県報

第 2710 号
平成 27 年(2015 年)
7 月 3 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 平成 27 年度大気汚染常時監視システム機器等賃貸借に関する入札公告（大気環境課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 保安林の指定予定の取消し（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の変更（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 小児医療センター新病院ネットワークシステムの調達に関する入札公告（経営管理課）
- 小児医療センター新病院患者自動呼出受信機整備業務の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 8・9 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）

- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）
- 監査の結果（監査第一課）

雑報

- 埼玉县市町村職員共済組合公告（市町村課）

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアたつ

三 代表者の氏名

松浦 龍自

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市大字新堀五十番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者が地域で生活するためのさまざまな障壁に関する調査・研究、並びに相談・援助を通じて、健全者・高齢者・障害者がともに生活しているというあたりまえの地域社会の創造を目指す。

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グループみずほ

三 代表者の氏名

白石 紀江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市西みずほ台三丁目三番地十一 ハイツみずほ台一〇四号室

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、安心して暮らし続けるための必要な家事・介護サービスを行い、社会福祉の発展向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て支援あげお

三 代表者の氏名

大場 玲子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市中分一丁目十三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親及び子育てに関わる家族に対し支援活動を行う。また、地域ぐるみ子育てに向けて協働する地域社会づくり、及び、子育てに携わる全ての人々の資質の向上を目指したより豊かな社会教育の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人循環型地域振興匠工房
- 三 代表者の氏名
村野 直美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市大字下富千百八十九番地の三十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、少子高齢化に伴う様々な問題と、非循環社会問題構造を解決改善等に担う活動を提供及び提案し、地域住民がより良い生活をする為に自分たちの持てる力を発揮し、諸問題のサポート提案事業等を行い住みよい街づくりの推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひばりの里ネットワーク

三 代表者の氏名

近藤 るみ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市久下千六百二十五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、「いのち」を大切にする社会づくりをめざし、高齢者福祉を主とした福祉全般に関する事業や食と環境を守る事業等に取り組み、地域全体の福祉の増進を目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人アーマ企画

三 代表者の氏名

細井 宣雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市菖蒲町小林千百五十五番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の市民や高齢者に対し「市民が健康的で安全に生活できる家づくり」を提案・提供し、誰もが豊かに暮らせる街づくりを創造することで地域社会の安心・安全な街づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本チャアフィールセラピー協会
- 三 代表者の氏名
山中 規光
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市石原百八十五番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、介護医療従事者及び一般の方に対し、当法人が行うセラピーの技術、知識の習得と資格の付与を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行い、ひとり親家庭や高齢者など広く経済活動及び就労支援に関する活動、社会教育の推進を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいた会人権センター

三 代表者の氏名

由 利 隆

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区大字高木千八百六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、多様な生き方を背負う人に対し、一人ひとりを大切にすることを構築することを基本として、生き方の不平等を最小限にとどめることに、寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七七七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大気汚染常時監視システム機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月1日（火）から平成33年2月28日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県環境部大気環境課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加

停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(7) 平成22年4月1日以降に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（テレメータ子局40局以上の測定データを処理する大気汚染常時監視システムに係る機器賃貸借及び保守業務に限る。）を締結し、かつ、のべ12か月以上に渡り誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県環境部大気環境課企画・監視担当 池上 電話048-830-3057（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月17日（月）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(イ) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月14日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月17日（月）午後1時

30分まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県環境部大気環境課 平成27年 8月17日（月）午後 2時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年7月31日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (6)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年7月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of services required

Lease and maintenance of a telemeter air pollution monitoring system to monitor air pollution with the exception of air pollution analyzing equipments.

(2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 2:00 p.m. August 17, 2015

By mail: 5:00 p.m. August 14, 2015

In person: 1:30 p.m. August 17, 2015

(3) Contact point for more information

Department of Environment, Air Environment Division,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-3057

告 示

埼玉県告示第七百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
清水 泰輔	じん臓機能障害	循環器内科	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井千六百九十六	平成二十七年四月一日
丸山 徹	肢体不自由	整形外科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚百四十八	平成二十七年四月一日
河 喜鉄	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	社団医療法人社団新都市医療研究会（関越）会関越病院	鶴ヶ島市脚折百四十五	平成二十七年四月十三日
朝生 浩	視覚障害	眼科	春日部市立病院	春日部市中央七二二	平成二十七年六月十二日
稲葉 滋子	視覚障害	眼科	埼玉医療生活協同組合皆野病院	秩父郡皆野町皆野二千三十一	同
西野 和明	視覚障害	眼科	医療法人白水会栗原眼科病院	羽生市下岩瀬二百八十九	同

伊藤 博之	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	戸田公園いとう耳鼻咽喉科	戸田市本町四―十六―十	同
山本 昌彦	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	三郷市中央四―五―一	同
鱒坂 桂	肢体不自由	整形外科	医療法人鱒坂医院	上尾市平方二千六百八十五	同
石田 常仁	肢体不自由	整形外科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
川西 康太郎	肢体不自由	神経内科	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	同
柴 正弘	肢体不自由	整形外科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四―六	同
千葉 一裕	肢体不自由	整形外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同

富樫 尚彦	肢体不自由	神経内科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
中村 貴	肢体不自由	整形外科	なかむら整形外科	所沢市東所沢和田一―一 ―八	同
林 靖人	肢体不自由	整形外科	医療法人向英会高田整形外科病院	新座市野火止六―五―二 十	同
吉村 英哉	肢体不自由	整形外科	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十 五	同
渡辺 武士	肢体不自由	神経内科	医療法人三愛会埼玉みさと 総合リハビリテーション病 院	三郷市新和五―二百七	同
一色 高明	心臓機能障害	循環器科	医療法人社団愛友会上尾中 央総合病院	上尾市柏座一―十―十	同
小日向 聡行	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人財団明理会春日部 中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	同

高木 厚	心臓機能障害	循環器内科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口五―十一―五	同
古田 晃	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同
前場 覚	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同
山川 健	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同
渡邊 徳光	心臓機能障害	内科	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	同
大澤 勲	じん臓機能障害	内科	医療法人埼玉会埼玉草加病院	草加市北谷一―二十一―三十七	同
大野 大	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同

川原林 伸昭	腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田三百七十六	同
大川 瑞穂	腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	東松山市立市民病院	東松山市大字松山二千三百九十二	同
内田 剛史	腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団和風会所沢中央病院	所沢市北秋津七百五十三 ―二	同
青木 利明	腸機能障害	腸機能障害、小腸機能障害	外科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
中嶋 治彦	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同
上石 修史	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器内科・内科	社会福祉法人埼玉慈恵会埼玉慈恵病院	熊谷市石原三―二百八	同
杉浦 秀和	じん臓機能障害	腎臓内科	院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四 ―六	同

沼崎 進	腸機能障害 ぼうこう又は直 腸機能障害	泌尿器科	社会医療法人至仁会圏央所 沢病院	所沢市東狭山ヶ丘四―二千 六百九十二―一	同
田平 秀昭	腸機能障害 ぼうこう又は直 腸機能障害	外科	医療法人新青会川口工業総 合病院	川口市青木一―十八―十 五	同
高野 裕	腸機能障害 ぼうこう又は直 腸機能障害	外科	医療法人新青会川口工業総 合病院	川口市青木一―十八―十 五	同
志田 晴彦	腸機能障害、小 腸機能障害	外科	社会医療法人財団石心会埼 玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
佐藤 純	腸機能障害 ぼうこう又は直 腸機能障害	消化器外科	医療法人財団明理会イムス 富士見総合病院	富士見市大字鶴馬千九百 六十七―一	同
高口 大	腸機能障害 ぼうこう又は直 腸機能障害	泌尿器科	北里大学メディカルセンタ ー	北本市荒井六―百	同
木田 智	腸機能障害 ぼうこう又は直 腸機能障害	泌尿器科	医療法人社団愛友会上尾中 央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同

久田 将之	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
廣岡 映治	ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬千九百六十七―一	同
又木 紀和	肝臓機能障害	内科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
南野 勉	肝臓機能障害	消化器内科	北里大学メディカルセンター 	北本市荒井六―百	同
若林 剛	肝臓機能障害	外科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同
末吉 真一	視覚障害	眼科	川口市立医療センター	川口市西新井宿百八十	平成二十七年六月二十二日

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
大西 健太郎	心臓機能障害	埼玉東部循環器病院	越谷市大沢三千百八十七―一	平成二十六年三月三十一日
白川 哲也	肢体不自由	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七―一	平成二十六年三月三十一日
大畑 俊裕	心臓機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	平成二十六年六月三十日
軍司 良一	肢体不自由	軍司整形外科	越谷市南越谷四―二十三―八	平成二十六年八月二十六日
石川 哲也	心臓機能障害	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井千六百九十六	平成二十七年一月三十一日
萩原 弘一	呼吸器機能障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	平成二十七年二月一日
上山 数弘	視覚障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	平成二十七年三月十七日
古川 浩	心臓機能障害	医療法人一心会伊奈病院	北足立郡伊奈町小室九千四百十九	平成二十七年三月二十五日
大西 貴子	視覚障害	東松山市立市民病院	東松山市大字松山二千三百九十二	平成二十七年三月三十一日

折井 久弥
肢体不自由

医療法人秀和会秀和総合病院

春日部市谷原新田千二百

平成二十七年三月三十一日

加藤 建
肢体不自由

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会栗橋病院

久喜市小右衛門七百十四―六

平成二十七年三月三十一日

加藤木 利行
心臓機能障害

埼玉医科大学国際医療センター

日高市山根千三百九十七―一

平成二十七年三月三十一日

後関 利明
視覚障害

北里大学メディカルセンター

北本市荒井六―百

平成二十七年三月三十一日

瀬口 健至
ぼうこう又は直腸機能障害

防衛医科大学校病院

所沢市並木三―二

平成二十七年三月三十一日

八岡 利昌
ぼうこう又は直腸機能障害

埼玉県立がんセンター

北足立郡伊奈町大字小室七百八十

平成二十七年三月三十一日

林 政一
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害

北里大学メディカルセンター

北本市荒井六―百

平成二十七年三月三十一日

長田 秀夫
肢体不自由

防衛医科大学校病院

所沢市並木三―二

平成二十七年四月一日

馬場 有加

聴覚障害、平衡機能障

害、音声・言語機能障

害、そしやく機能障害

関根 紀一

肢体不自由

医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院

医療法人社団安生会上尾二ツ宮クリニッ

ク

入間郡三芳町藤久保九百七十四―

三

上尾市二ツ宮九百五十四―一

平成二十七年四月一日

平成二十七年六月一日

告示

埼玉県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	井上直子	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号
同	林成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	藤沼宏次	同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	森田金里	同 越谷市増森二丁目二百七番地
同	竹内榮太郎	同 吉川市吉川二丁目十三番地三
同	山田達雄	同 久喜市中里五十二番地
同	野本陽一	同 加須市久下三丁目四百三十一番地
同	金井榮治	同 久喜市佐間四百八十四番地
同	蓮見功	同 加須市琴寄八百二十四番地
監事	立澤剋彌	同 越谷市東町五丁目三番地
同	江森久二男	同 幸手市大字上高野千三百五番地
同	坂田修一	同 羽生市大字北荻島七百十番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	井上直子	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号
同	林成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	藤沼宏次	同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	森田金里	同 越谷市増森二丁目二百七番地
同	竹内榮太郎	同 吉川市吉川二丁目十三番地三
同	山田達雄	同 久喜市中里五十二番地
同	坂田修一	同 羽生市大字北荻島七百十番地
同	金井榮治	同 久喜市佐間四百八十四番地
同	蓮見功	同 加須市琴寄八百二十四番地
監事	小野田博哲	同 同 道目三百二十一番地
同	立澤剋彌	同 越谷市東町五丁目三番地

同

江

森

久

二

男

同

幸

手

市

大

字

上

高

野

千

三

百

五

番

地

告 示

埼玉県告示第七百八十三号

平成二十六年埼玉県告示第五百七十九号（保安林の指定予定）は、取り消す。
平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

加須市麦倉外地内

四 作業期間

平成二十七年六月二十五日から平成二十七年十二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

基準点測量

三 作業地域

神川町（一部）、上里町（一部）地内

四 作業期間

平成二十七年五月十五日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

平成二十七年埼玉県告示第二百三十五号で公示した公共測量は、平成二十七年三月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

平成二十六年埼玉県告示第千三百三十七号で公示した公共測量は、平成二十七年三月三十一日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

平成二十六年埼玉県告示第千三百三十八号で公示した公共測量は、平成二十七年一月三十一日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県富士見市大字水子字久保新田千九百二十一番二 他四十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百六・五二立方メートル

浸透効果量 〇・二四八立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第七百九十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字下松原字鶴見野六百五十四番地二 他十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百五十一・四三立方メートル

浸透効果量 十七立方メートル毎秒

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>路線名</p>	<p>川越所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市新宿町三丁目二番三三地先から同市新宿町三丁目二番三一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月三日</p>
<p>備考</p>	<p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二二・六〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年五月二十七日

指令川建セ第二六〇一〇七一号

二 検査済証番号

平成二十七年六月三十日

川建セ第二七〇〇二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地九番一の一部、十四番の一部、二十九番の一部、三十二番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市筑波二丁目六十六番地一

株式会社埼玉住宅情報センター 代表取締役 小暮 靖志

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年六月二十九日

指令川建セ第二六〇一二三二号

二 検査済証番号

平成二十七年七月一日

川建セ第二七〇〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字北中島千七百十四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形千七百十四番地一

小林 猛 至

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十六年十二月二十四日第十号で指定をした道路を次のとおり変更した。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

		第七号	変更番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の変更に係 る道路の種類
		平成二十七年 六月二十六日	指定の変更の 年 月 日
変更後	変更前	指定の 変更に係 る道路の位 置	
和光市白子三丁目六百六十六―二地先から 百九十一―二地先まで 和光市白子三丁目百九十一―二地先から 四千四百八十九―四地先まで 和光市白子三丁目四千四百六十五地先から 四千四百六十九―六地先まで 和光市白子三丁目百八十九―十三地先から 百八十八―十地先まで	和光市白子三丁目六百六十六―二地先から 百九十一―二地先まで 和光市白子三丁目百八十九―十三地先から 百八十八―十地先まで 和光市白子三丁目四千四百六十五地先から 四千四百六十九―六地先まで	指定の 変更に係 る道路の延 長 (単位メートル)	
二百六	二十六	指定の 変更に係 る道路の幅員 (単位メートル)	
六・〇	五・〇	指定の 変更に係 る道路の幅員 (単位メートル)	
七・〇	六・〇	指定の 変更に係 る道路の幅員 (単位メートル)	
六・五	六・〇	指定の 変更に係 る道路の幅員 (単位メートル)	
八・〇	八・〇	指定の 変更に係 る道路の幅員 (単位メートル)	
八・〇	八・〇	指定の 変更に係 る道路の幅員 (単位メートル)	

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年二月一日第十七号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

	指定番号
第六号 建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成二十七年 六月十九日	指定の年月日
飯能市大字双柳九百十二一から 九百十二一二まで	指定に係る道路の位置
三十九・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇六・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年六月十九日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市大字双柳千四十七ー一から千四十七ー二まで</p> <p>飯能市大字双柳九百四十九ー三から千四十七ー九まで</p> <p>飯能市大字双柳九百十三ー一から九百二十八ー一まで</p> <p>飯能市大字双柳九百十一ー三から九百十一ー五まで</p> <p>飯能市大字双柳九百十二ー一から九百十二ー二まで</p> <p>飯能市大字双柳八百八十四ー二から八百八十五ー一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十八・二</p> <p>五十六・六七</p> <p>十六・〇</p> <p>二十二・二</p> <p>三十九・〇</p> <p>十五・八</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院ネットワークシステム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年1月31日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター 医事・経営担当 吉田
電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年8月20日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月19日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年8月20日 午前10時20分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年8月4日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

LAN installation to Saitama Children's Medical Center

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., August 20, 2015 (bidding by registered mail must be received

by 5:00 p.m., August 19, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院患者自動呼出受信機整備業務 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年1月31日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター 医事・経営担当 吉田
電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年8月20日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年8月19日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年8月20日 午前11時20分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年8月4日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of patients automatic call system

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., August 20, 2015 (bidding by registered mail must be received

by 5:00 p.m., August 19, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成27年度8・9月分）

JIS 1号 105,100リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年8月1日から平成27年9月30日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される名称、数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 102,300リットル

平成27年8月

最初の契約に係る入札公告日 平成27年2月13日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年7月28日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月27日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年7月28日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病

院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成27年7月17日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資

格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 105,1000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. July 28, 2015 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. July 27, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年七月三日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

一 日時

平成二十七年七月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教職員健康審査会委員の任免について

ロ 埼玉県生涯学習審議会委員の任命について

ハ 埼玉県社会教育委員の委嘱について

ニ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任命について

ホ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十七年七月三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(2) 監査の対象事務

平成25年度・平成26年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(3) 監査の対象機関 147機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
保健医療部	草加保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門校、川越高等技術専門校
農林部	大里農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、農林総合研究センター茶業研究所
県土整備部	飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
教育局	西部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、浦和図書館、熊谷図書館、文書館、加須げんきプラザ、上尾高等学校、上尾南高等学校、いずみ高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、坂戸高等

	<p>学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加西高等学校、草加南高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、深谷商業高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、鷺宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、大宮警察署、大宮東警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、狭山警察署、飯能警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、久喜警察署</p>

(4) 監査実施日

平成27年1月7日～平成27年2月19日

2 特定事務監査分

(1) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的・効果的になされているかの観点から検証

(2) 監査の対象事務

テーマ1 「リース契約の活用とその運用について」

ア 監査の視点

情報機器のリース契約について、次の各事項が適正に行われているか。

- ・調達事務に関する事項
- ・契約事務に関する事項
- ・管理、運用に関する事項

イ 委員監査の対象機関 2機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	情報システム課
教育局	高校教育指導課

ウ 委員監査実施日

平成27年1月15日

テーマ2「外国人来県者のための情報提供について」

ア 監査の視点

外国人来県者に対する次の各事項の状況

- ・提供している情報
- ・利用者が必要とする情報
- ・効果的な情報提供

イ 委員監査の対象機関 4機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
県民生活部	国際課、国際スポーツ課
産業労働部	観光課
都市整備部	公園スタジアム課

ウ 委員監査実施日

平成27年1月15日

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	飯能高等学校	<p>平成 25 年度の「産業廃棄物（廃プラスチック）処理（収集運搬及び処分）委託」（220,500 円）について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 産業廃棄物処理の委託においては、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面による契約が必要であるが、法令に違反し収集運搬業者のみと処分を含めて委託契約を締結し、当該収集運搬業者が処分を再委託していた。</p> <p>2 上記 1 を是正するため、契約を一旦解除したが、収集運搬業者から処分業者へ再委託できないにもかかわらず、書面での承諾手続を経れば再委託が可能であるとして、再度当該収集運搬業者と契約を締結し、処分業務を再委託していた。</p>

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	草加保健所	<p>平成 25 年 8 月に締結した「エアコン交換修繕」（997,500 円）について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取し、そのまま正規の見積書として契約を締結していたことは、不適切であった。</p>
農林部	農林総合研究センター茶業研究所	<p>平成 25 年度の「産業廃棄物収集・運搬委託」（42,000 円）及び「産業廃棄物処理委託」（63,000 円）について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 契約に当たっては、契約相手方それぞれから見積書を徴さなければならないが、収集運搬業者からのみ徴し、処分業者から徴していなかった。</p> <p>2 両契約とも検査調書を作成する必要があるにもかかわらず、作成していなかった。</p>
教育局	誠和福祉高等学校	<p>平成 25 年度のデジタルカメラ等（117,330 円）、ノートパソコン等（112,350 円）の調達において、近接した期日に、同一業者に 3 回ないし 4 回に分割して、それぞれ購入していた。分割せずに購入していれば、金額</p>

		合計が10万円を超えているにもかかわらず、その都度、同一業者1者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。
教育局	行田特別支援学校	平成26年度の「LPガスの単価契約」について、執行予定価格が50万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは、不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十七年七月三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
警察本部	幸手警察署	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 24 年度及び平成 25 年度（上半期）の幸手警察署幸手東交番敷地の賃借について、土地賃貸借契約書を作成せずに賃料を支出していたことは不適切であった。	再発防止のため、契約書の保管・管理を徹底するとともに、支出時に契約書の写しを添付することを改めて確認した。 また、同様の誤りを防止するため、適切な契約事務の処理について周知した。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部	自動車税事務所	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 25 年度の「ハガキ印刷代」（37,170 円）について、相手から請求された日から 15 日以内に支払わなければならないところ、91 日間超過したことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、出納総務課に依頼し、経験の浅い職員を対象とした財務研修を実施することで基本知識の向上を図った。 また、「発注・支払確認表」を作成し、事業担当の進行管理を総務担当もチェックするようにし、支払い漏れを防止することにした。
農林部	川越農林振興センター	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 25 年度の「西名栗線森林管理道開設工事」（12,883,500 円）及び「川角ほかり山・平地林再生工事」（3,470,250 円）について、当初契約に追加工事の必要が生じ、その額が当初契約の請負額の 3 割を超えたため別途契約とした。当初工事と一体不可分の理由で当初請負業者と随意契約を締結したことは、	再発防止のため、契約事務に当たっては、これまでの設計積算に係るチェックリストに、変更契約手続きに関する項目を追加し、適正な執行を図るよう複数の職員による確認を徹底した。

			不適切であり、その結果として、変更契約であれば使用する請負率で調整した場合の工事費と比べ過大な契約額となった。	
農林部	加須農林振興センター	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 26 年度の加須農林振興センター「避難口誘導灯交換工事」(81,378 円) について、契約内容の一部である消防法に基づく届出の履行確認前に支出していたことは不適切であった。	再発防止や財務事務の適正かつ迅速な執行のため、所内会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、歳出事務における注意点について再確認を行った。 また、これまでの財務に関するチェックシートに確認項目を追加するとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。
都市整備部	大宮公園事務所	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 26 年 3 月に行った公益財団法人埼玉県公園緑地協会に対する行政財産使用許可に基づく使用料 (5,209,596 円) について、平成 26 年 11 月まで調定、収納手続きが遅れたことは不適切であった。	再発防止のため、行政財産使用許可を行った事案については、調定・収納手続きが遅れることがないように、所長の自己検査と担当内の複数職員による確認を徹底することとした。
企業局	吉見浄水場	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 25 年度の吉見浄水場における「薬注・沈でんろ過池等電気計装設備点検業務委託」(5,722,500 円) 及び「非常用発電機設備点検業務委託」(1,239,000 円) について、一部の業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、委託契約の再委託に関する事務手順を定め、取り扱うこととした。 また、企業局として再委託の承認に係るチェックシートを作成し、チェック機能を強化した。 さらに、再委託を承認する場合の様式を定め、再委託の承諾に係る事務手続きの明確化を図った。
警察本部	東松山警察署	平成 27 年 2 月 27 日 (第 2674 号)	平成 25 年度の「東松山警察署空調設備保守業務」(945,000 円) について、一部業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。	再発防止のため、委託契約の締結時に再委託の有無を確認するとともに、申請があった場合には書面による承諾を行うことを徹底した。 今後は同様の誤りを防止するため、適切な財務事務の処理について周知した。

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十七年七月三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）、公の施設の管理業務を委託している団体（指定管理者）及び補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）について監査を実施するもので、このうち出資団体11団体、指定管理者11団体21施設、補助金等交付団体20団体について、平成26年7月から平成27年2月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

- ア 平成25年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 平成25年度に埼玉県が委託した公の施設の管理業務に係る出納その他の事務
- ウ 平成25年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当と認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当と認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

(1) 出資団体

監査対象団体	埼玉新都市交通株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成26年7月23日 委員監査 平成26年10月15日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 700,000,000円 ・ 団体の基本財産 2,000,000,000円 ・ 県の出資割合 35.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成26年7月31日 委員監査 平成26年10月15日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 50,000,000円 ・ 団体の基本財産 82,000,000円 ・ 県の出資割合 61.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 平成26年7月30日 委員監査 平成26年11月5日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産	100,000,000円	
	・県の出資割合		100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県国際交流協会		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 平成26年8月21日 委員監査 平成26年10月10日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	200,000,000円	
	・団体の基本財産	328,164,370円	
	・県の出資割合		60.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県消防協会		
所管部局	危機管理防災部		
監査実施日	職員調査 平成26年12月18日 委員監査 平成27年1月7日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産	318,531,822円	
	・県の出資割合		31.4%
監査の結果	<p>【注意事項】</p> <p>平成25年度決算において損益計算を示す「正味財産増減計算書内訳表」の次の点が不適切であり、適正な出納事務処理がなされていない。</p> <p>1 公益目的事業の財源となる事業運営積立預金の運用益13,363円は、「正味財産増減計算書内訳表」において、「公益目的事業」に計上されるべきであるが、協会の運営経費に充てる「法人会計」に計上されていた。</p> <p>2 「正味財産増減計算書内訳表」の「公益目的事業」及び「収益事業等」の一般正味財産の期首残高が、決算処理手続の錯誤により平成24年度の期末残高と一致していなかった。</p>		

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団		
所管部局	福祉部		
監査実施日	職員調査 平成26年8月19日 委員監査 平成26年10月10日		
財政的援助等	出資金		

の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 10,000,000円 ・ 団体の基本財産 10,000,000円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成26年12月15日 委員監査 平成26年12月24日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 50,000,000円 ・ 団体の基本財産 150,000,000円 ・ 県の出資割合 33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県土地開発公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	職員調査 平成27年1月13日 委員監査 平成27年1月20日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 100,000,000円 ・ 団体の基本財産 100,000,000円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	一般財団法人埼玉県河川公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	職員調査 平成27年1月22日 委員監査 平成27年2月3日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 18,000,000円 ・ 団体の基本財産 35,000,000円 ・ 県の出資割合 51.4%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成26年8月20日 委員監査 平成26年10月17日
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 48,900,000円 ・ 団体の基本財産 97,800,000円

	・県の出資割合	50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまリバーフロンティア	
所管部局	企業局	
監査実施日	職員調査 平成26年12月17日 委員監査 平成27年1月7日（書面）	
財政的援助等の内容	出資金 ・県の出資 58,000,000円 ・団体の基本財産 130,000,000円 ・県の出資割合 44.6%	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(2) 指定管理者

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	職員調査 平成26年7月31日 委員監査 平成26年10月15日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県県民活動総合センター 267,247,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	1 彩の国さいたま芸術劇場 職員調査 平成26年7月30日 委員監査 平成26年11月5日 2 埼玉会館 職員調査 平成26年11月11日 委員監査 平成26年11月26日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 彩の国さいたま芸術劇場 869,917,000円 2 埼玉会館 203,109,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	日立ビルシステム・丹青社共同事業体	
所管部局	危機管理防災部	
監査実施日	職員調査 平成26年7月10日 委員監査 平成26年7月29日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県防災学習センター 70,924,900円	

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
所管部局	環境部
監査実施日	1 埼玉県自然学習センター 職員調査 平成26年8月27日 委員監査 平成26年11月5日 2 北本自然観察公園 職員調査 平成26年8月27日 委員監査 平成26年11月5日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園 63,775,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	1 埼玉県立嵐山郷 職員調査 平成26年8月19日 委員監査 平成26年10月10日 2 埼玉県立児童養護施設上里学園 職員調査 平成26年9月11日 委員監査 平成26年11月4日(書面) 3 埼玉県立児童養護施設おお里 職員調査 平成26年9月16日 委員監査 平成26年11月19日(書面) 4 埼玉県立児童養護施設いわつき 職員調査 平成26年9月9日 委員監査 平成26年11月4日(書面) 5 埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所 職員調査 平成26年9月30日 委員監査 平成26年11月19日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 埼玉県立嵐山郷 529,507,000円 2 埼玉県立児童養護施設上里学園 445,799,000円 3 埼玉県立児童養護施設おお里 390,104,000円 4 埼玉県立児童養護施設いわつき 333,228,000円 5 埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所 41,609,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成26年12月15日 委員監査 平成26年12月24日(書面)

財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県産業文化センター	0円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	1 こども動物自然公園 職員調査 平成26年8月22日 委員監査 平成26年10月17日 2 加須はなさき公園 職員調査 平成26年9月18日 委員監査 平成26年11月19日(書面) 3 川越公園 職員調査 平成26年9月25日 委員監査 平成26年11月19日(書面) 4 しらこぼと公園 職員調査 平成26年10月2日 委員監査 平成26年11月26日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料	
	1 こども動物自然公園	453,377,000円
	2 加須はなさき公園	136,290,000円
	3 川越公園	75,588,000円
	4 しらこぼと公園	61,103,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	一般財団法人公園財団	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	1 久喜菖蒲公園 職員調査 平成26年9月2日 委員監査 平成26年9月26日(書面) 2 吉見総合運動公園 職員調査 平成26年9月2日 委員監査 平成26年10月17日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料	
	1 久喜菖蒲公園	39,100,000円
	2 吉見総合運動公園	29,500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	入間公園・西武パートナーズ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成26年11月13日 委員監査 平成26年11月26日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の森入間公園	28,000,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	アメニス埼玉グループ
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成26年11月18日 委員監査 平成26年12月2日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 大宮第二・第三公園 67,300,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	名栗フィールズパートナーズ
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成26年9月4日 委員監査 平成26年10月23日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県立名栗げんきプラザ 85,455,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人東京農業大学
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成27年2月5日 委員監査 平成27年3月4日（書面）
財政的援助等の内容	（東京農業大学附属第三高等学校） 1 私立学校運営費補助金 299,669,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 57,046,200円 3 高等学校等就学支援金 165,666,600円 4 特例措置補助金 148,500円 （東京農業大学附属第三高等学校附属中学校） 1 私立学校運営費補助金 69,839,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 100,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人文理佐藤学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成27年2月25日 委員監査 平成27年2月27日（書面）
財政的援助等の内容	（西武学園文理高等学校） 1 私立学校運営費補助金 373,475,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 25,406,450円 3 高等学校等就学支援金 153,885,600円 4 特例措置補助金 44,550円 （西武学園文理中学校）

	1 私立学校運営費補助金	1 3 2, 7 1 3, 0 0 0 円
	2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 (西武学園文理小学校)	1 5 0, 0 0 0 円
	1 私立学校運営費補助金	1 1 1, 4 5 7, 0 0 0 円
	2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 (西武文理大学附属調理専門学校)	2 0 0, 0 0 0 円
	私立学校運営費補助金 (西武学園医学技術専門学校)	1, 5 5 4, 0 0 0 円
	私立学校運営費補助金	5, 3 4 6, 0 0 0 円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人開成学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成27年2月23日 委員監査 平成27年3月4日(書面)	
財政的援助等の内容	(大宮開成高等学校)	
	1 私立学校運営費補助金	4 0 0, 4 5 5, 0 0 0 円
	2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金	7 1, 0 6 2, 4 0 0 円
	3 高等学校等就学支援金	2 0 0, 3 7 1, 0 0 0 円
	4 特例措置補助金	1 6 3, 3 5 0 円
	(大宮開成中学校)	
	私立学校運営費補助金	4 6, 9 1 6, 0 0 0 円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人大妻学院	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成27年2月27日 委員監査 平成27年3月4日(書面)	
財政的援助等の内容	(大妻嵐山高等学校)	
	1 私立学校運営費補助金	1 1 3, 0 5 0, 0 0 0 円
	2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金	2 0, 3 7 5, 3 0 0 円
	3 高等学校等就学支援金	6 4, 3 8 9, 6 0 0 円
	(大妻嵐山中学校)	
	私立学校運営費補助金	4 0, 5 3 9, 0 0 0 円
	(大妻女子大学)	
	結核予防費補助金	1 7 6, 0 0 0 円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人松山学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成27年2月24日 委員監査 平成27年3月4日(書面)	
財政的援助等の内容	(アスナロ幼稚園)	
	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	5 5, 4 3 7, 0 0 0 円

監査対象団体	学校法人鶴ヶ島学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成27年1月29日 委員監査 平成27年2月19日（書面）
財政的援助等の内容	（つくし幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 57,446,000円 2 私立幼稚園保育料等軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 62,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人饗庭学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成27年2月3日 委員監査 平成27年2月19日（書面）
財政的援助等の内容	（あかつき幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 54,742,000円 2 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金 54,780円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人松本学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成27年1月14日 委員監査 平成27年2月4日（書面）
財政的援助等の内容	（あおば幼稚園） 私立学校（幼稚園）運営費補助金 54,737,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人泉ヶ丘学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成27年1月27日 委員監査 平成27年2月19日（書面）
財政的援助等の内容	（まこと幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 53,972,000円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 1,568,000円 3 私立幼稚園保育料等軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 78,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人恵学園
所管部局	総務部

監査実施日	職員調査 平成27年2月13日 委員監査 平成27年3月4日（書面）
財政的援助等の内容	(めぐみ幼稚園) 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 53,216,000円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 392,000円 3 私立幼稚園保育料等軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助） 35,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人五葉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成27年1月21日 委員監査 平成27年2月4日（書面）
財政的援助等の内容	(特別養護老人ホーム 緑水苑指扇) 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 71,235,000円 (特別養護老人ホーム 見沼緑水苑) 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,087,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	医療法人社団葵会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成27年2月20日 委員監査 平成27年3月4日（書面）
財政的援助等の内容	(介護老人保健施設 葵の園浦和) 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 60,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	医療法人恵雄会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成27年1月19日 委員監査 平成27年2月4日（書面）
財政的援助等の内容	(介護老人保健施設 鶴瀬台の里) 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 58,800,000円 (介護老人保健施設 ケアハイツ川越) 介護老人保健施設整備利子補助金 3,769,000円 (介護老人保健施設 富士見の里) 介護老人保健施設整備利子補助金 2,988,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人昇栄会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成26年12月3日 委員監査 平成26年12月10日（書面）
財政的援助等の内容	（児童養護施設ケヤキホーム） 1 児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金 6,076,298円 2 次世代育成支援対策施設整備県費補助金 94,124,000円 3 社会福祉施設等耐震化促進事業費補助金 15,686,000円 （障害福祉サービス事業所けやき工房） 民間社会福祉施設整備促進事業償還金補助金 1,332,175円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	蕨商工会議所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成26年12月19日 委員監査 平成27年1月13日（書面）
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 39,052,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	杉戸町商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成26年12月17日 委員監査 平成27年1月5日（書面）
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 34,051,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	くまがや市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成26年12月10日 委員監査 平成27年1月5日（書面）
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 44,977,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十六年年度決算の要旨を公告する。

平成二十七年七月三日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 原 口 和 久

損益計算書の要旨											(単位:千円)	
取 入	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊 アルペンローゼ	宿 泊 会 館	貯 金	貸 付	物 資	財 形
	負 担 金	16,523,767	48,482,384			558,872	689,766					
掛 金	16,345,881	28,070,388				671,322						
施 設 取 入・商 品 売 上							254,977	51,867				
利 息 及 び 配 当 金	2,142			440,878	924	504	3,848	896	8,070,702	346	14	
そ の 他 取 入	2,957,953				179,864	117,873	2,389	116,435	60,271	414,239	84,549	830
他 経 理 から 繰 入 金					103,606		50,368					
前 年 度 支 払 準 備 金	2,452,477											
計	38,282,220	76,552,772	440,878	843,266	1,479,465	311,582	169,200	8,130,973	414,585	84,563	830	
支 出	給 付	16,116,697										
	役 職 員 給 与				251,561	53,008	27,867	23,576	44,579	52,323	3,811	
	旅 費 ・ 事 務 費				48,963	8,401	3,214	607	6,107	3,248		
	商 品 仕 入						8,017	158				
	飲 食 材 料 費						58,519					
	委 託 費				74,911	142,093	84,287	31,703	104,194	17,175	600	
	支 払 利 息			440,878					7,332,801	349,197	64,211	815
	連 合 会 払 込 金	448,850								19,381		
	負 担 金 払 込 金		48,482,384									
	掛 金 払 込 金		28,070,388									
	前 期 高 齢 者 納 付 金	6,536,384										
	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,060,646										
	病 床 転 換 支 援 金											
	老 人 保 健 拠 出 金	179										
	退 職 者 給 付 拠 出 金	1,243,811										
他 経 理 へ 繰 入 金	103,606					50,367						
そ の 他 支 出	4,571,221			452,344	1,096,804	152,978	103,368	30,228	19,267	4,888	15	
次 年 度 支 払 準 備 金	2,453,471											
計	37,534,865	76,552,772	440,878	827,779	1,350,673	334,882	159,412	7,517,909	460,591	73,510	830	
差 引 当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)	747,355				15,487	128,792	△ 23,300	9,788	613,064	△ 46,006	11,053	
貸借対照表の要旨												
資 産	流 動 資 産	5,690,046	4,608,696	421,588	805,202	1,537,234	1,774,966	780,441	37,057,410	2,222,404	98,193	1
	固 定 資 産			22,378,020	14,518	1,021	2,175,082	1,080,028	410,417,342	13,992,984	3,320,615	63,427
	資 産 合 計	5,690,046	4,608,696	22,799,608	819,720	1,538,255	3,950,048	1,860,469	447,474,752	16,215,388	3,418,808	63,428
負 債	流 動 負 債	363,305	4,608,696		46,711	504,874	13,854	4,594	424,470,304	2,450	536	1
	固 定 負 債	2,453,472		22,799,608	230,202	77,256	458,502	627,617	37,224	13,818,403	3,340,190	63,427
	負 債 合 計	2,816,777	4,608,696	22,799,608	276,913	582,130	472,356	632,211	424,507,528	13,820,853	3,340,726	63,428
純 資 産	資 本 剰 余 金					981	3,388,376	988,152				
	利 益 剰 余 金	2,873,269			542,807	955,144	89,316	240,106	22,967,224	2,394,535	78,082	
	純 資 産 合 計	2,873,269			542,807	956,125	3,477,692	1,228,258	22,967,224	2,394,535	78,082	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,690,046	4,608,696	22,799,608	819,720	1,538,255	3,950,048	1,860,469	447,474,752	16,215,388	3,418,808	63,428	